０３公示第１号
令和２年１２月８日

令和3年度、4年度及び5年度における訓練装置及び訓練装置補用品の修理等の契約希望者募集要項（公募）

訓練装置及び訓練装置補用品の修理等の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
契約担当官
徳島航空基地隊徳島経理隊長

１　調達品目
令和3年度、4年度及び5年度における訓練装置及び訓練装置補用品の修理等に係る契約　（対象品目は、別表のとおり）

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある者に該当する。
（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
（5）応募時点において有効な防衛省競争参加（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有する者又は経営規模及び経営の状況がそれと同等である者。

（6）　役務の履行能力を有すること。

（7）　役務を効率的かつ効果的に実施できる技術を有していること。

（8）　役務の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。

ア　　一般管理：安全管理、作業管理、品質保証及び保全に関する能力

イ　　データ管理：各種データ収集、記録、管理及び各種報告書の作成に関する能力

ウ　　要求元に対する技術支援の能力（助言、提案等）

（9）　当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号及び第7号の項目を満たすことを証明できること。

3　　参加表明書の提出

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（1）　資格審査結果通知書（写し）

（2）　会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4　　技術資料の提出

（1）　応募時の提出

次に示す項目について提出するものとする。

ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することをもって資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア　　過去5年間における最新の検査・修理実績・換装実績（実績がない場合は省略可）

イ　　第2項第6～8号に規定する設備及び体制等を証明する書類（組織図、修理体制、動員計画、品質管理体制、安全体制等）

ウ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

（2）　対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5　参加表明書及び技術資料の提出先等

（1）　提出先

海上自衛隊徳島航空基地隊徳島経理隊契約班長

〒771－0292　徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38

TEL　088－699－5111　　内線3445

（2）　提出期間

令和2年12月15日（火）～令和3年1月29日（金）

（3）　提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

（4）　提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

（5）　新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（6）　募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6　技術資料の審査等

（1）　技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

（2）　技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から設備及び体制等の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

7　応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8　疑義の申立

（1）　審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝

日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：海上自衛隊徳島航空基地隊徳島経理隊契約班

イ　時間：直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

（2）契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（3）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（土、日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9　応募にあたっての留意事項

（1）応募者は応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出資料は、他の目的に使用しない。

キ　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク　当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（2）資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

（3）調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官に行うことができる。

（4）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

添付書類：別紙様式「参加表明書（記入例）」

別紙様式

令和○年○月○○日

契約担当官
徳島航空基地隊徳島経理隊長　殿

○○株式会社
代表取締役社長　○○　○○

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号（日付）
03公示第1号（令和2年12月8日）

調達品目等
令和3年度、4年度及び5年度における訓練装置及び訓練装置補用品の
契約の役務

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　２　技術資料一式

別　表

対象機器等

番号	装　置　名	主要構成部等	募集区分	備　考
1-1	TC－90操縦訓練装置	計算処理部	修理等全般	必要の都度実施
1-2		操縦訓練室部	〃	〃
1-3		模擬視界装置部	〃	〃
1-4		訓練管制／教官卓部	〃	〃
1-5		動揺装置部	〃	〃
1-6		油圧発生部	〃	〃
1-7		電源制御部	〃	〃
1-8		構成部品及び計器	〃	〃
2-1	TC－90型計器飛行訓練装置	計算処理部	修理等全般	必要の都度実施
2-2		操縦訓練室部	〃	〃
2-3		教官室部	〃	〃
2-4		油圧発生装置部	〃	〃
2-5		構成部品及び計器	〃	〃
3-1	計器飛行訓練装置（計器飛行課程用）	計算処理装置部	修理等全般	必要の都度実施
3-2		操縦訓練室部	〃	〃
3-3		教官室部	〃	〃
3-4		周辺装置部	〃	〃
3-5		模擬装置　1・2	〃	〃
3-6		電源監視制御装置部	〃	〃
3-7		リンケージ装置部	〃	〃
3-8		構成部品及び計器	〃	〃
3-9		1年検査	定期検査	年間1回実施
4-1	空間識失調訓練装置	操縦部	修理等全般	必要の都度実施
4-2		操作卓部	〃	〃
4-3		プログラム	〃	〃
4-4		構成品	〃	〃
5-1	TC－90計器飛行訓練装置	操縦訓練部	修理等全般	必要の都度実施
5-2		訓練管制部	〃	〃
5-3		付属品等	〃	〃